

落札者決定基準

工 事 名：〇〇〇〇工事
 工事番号：第〇ー〇号
 工事場所：〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 食農部
 【工程(区分)】 舗装

■落札者決定基準【技術提案型①】

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配 点		
技術提案に係る項目	総合的なコストの縮減に関する項目 (注9)	・維持管理費・更新費		(評価内容および配点は案件毎に決定)	小計6～12点満点	
		・その他、補償費 等				
		・初期性能の持続性の向上				
		・強度、耐久性、安定性の向上				
		・供用性の向上 等				
		工事事目的物の性能・機能の向上に関する項目 (注9)	・環境の維持 (騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など)			
	・交通の確保 (規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など)					
	・特別な安全対策					
	・省資源対策又はリサイクル対策					
	技術提案書 (注1)	企業 の 施 工 実 績 (注5)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県食農部及び環境森林部発注の「設計金額が1千万円以上の舗装工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注10)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 －65)×0.1 Max2.5	小計10.5点満点
b. 60点以上 65点未満				(工事成績評定点の平均値 －65)×0.4		
c. 60点未満				－3		
a. 下記の表彰がある ○近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰 (地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農林振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 ○治山・林道工事コンクールの表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰				0.4点/1表彰 Max 1		
b. 上記aに該当しない		0				
ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注5)		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1			
		b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5			
		c. 上記にa、b該当しない	0			
配置予定技術者の実績 (JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者 (現場代理人)の実績 (注6)(注12)		過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験 同種工事:〇〇〇工 (注2)(注7)(注11)	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2		
			b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1		
	c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある		1			
	d. 上記a、b、cに該当しない		0			
地域精進度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注5)	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している	1.5			
		b. 上記aに該当しない	0			
		a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1			
		b. 上記aに該当しない	0			
社会・地域貢献	アスファルトプラントの所有の有無 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注5)	a. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している	1			
		b. 上記aに該当しない	0			
		a. 本工事の公告日時点において、1台以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる	0.5			
		b. 上記aに該当しない	0			
加 算 点 合 計 (注8)				16.5～22.5点満点		

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工程、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。
 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象とならない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和2年4月1日～令和7年3月31日までとする。
 表彰における過去4年間とは、令和3年4月1日～令和7年3月31日までに完成・引渡が完了した工事、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加算するものとする。
 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成22年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
 「配点」についても、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があつた入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であつたときは1千万円以上、B等級であつたときは3百万円以上、C等級であつたときは2百万円以上の工事)に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間に完成し、かつ、引渡が完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。
 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- (注5) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨て、小数第2位まで計算するものとする。
- (注6) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工程、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から選って工期全体の1/2以上とする。
 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加算する。
 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加算されなかった後、工事中間にこやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、竣工時の工事成績評定点において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注7) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があつた場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注10) 「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
 「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課)に限る)を含むものとする。

- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者除く。)については、評価の対象としない。
- (注13) 評価対象となる建設機械は、自社での保有又は長期リース(1年以上)をしていることとする。「長期リース(1年以上)」は、リース契約期間内に公告日を含むものを評価対象とする。ただし、共同での保有・リースの場合は評価しない。
なお、評価対象となる建設機械の機種(搭乗式に限る)については下記の①～③とする。
①アスファルトフィニッシャー ②ロードローラー ③タイヤローラー

落札者決定基準

工 事 名:〇〇〇〇〇工事
 工事番号:第〇ー〇号
 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【企業・技術者評価型①】

【発注部局】 食農部
 【工種(区分)】 舗装

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配 点		
企業 の 施 工 実 績 等	工事成績評定点 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県食農部及び環境森林部発注の「設計金額が1千万円以上の舗装工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注10)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 －65)×0.1 Max2.5		
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値 －65)×0.4		
			c. 60点未満	-3		
		表彰 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)	過去4年間における農林水産省が舗装工事に対して行った表彰 (注2)	a. 下記の表彰がある ○近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰 (地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農村振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 ○治山・林道工事コンクールの表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰	0.4点/1表彰	Max 1
				b. 上記aに該当しない	0	
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注5)		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1		
			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5		
			c. 上記にa、b該当しない	0		
	配置予定技術者の実績 (JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者 (現場代理人)の実績 (注6)(注12)	同種工事:〇〇〇工 (注2)(注7)(注11)	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2		
			b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1		
			c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1		
			d. 上記a、b、cに該当しない	0		
	地域精通度 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注5)	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事の建設業許可を受けている本店を有している	1.5		
			b. 上記aに該当しない	0		
	社会・地域貢献	災害協定の締結 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注5)	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1		
			b. 上記aに該当しない	0		
		アスファルトプラントの所有の有無 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注5)	a. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している	1		
			b. 上記aに該当しない	0		
		建設機械の保有状況 (JVは代表者のみ採点する) (注12)	a. 本工事の公告日時点において、1台以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる	0.5		
			b. 上記aに該当しない	0		
加 算 点 合 計 (注8)				10.5点満点		

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)については、評価の対象となしない。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)のみ電子入札システムに入力されていた場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和2年4月1日～令和7年3月31日までとする。
 表彰における過去4年間とは、令和3年4月1日～令和7年3月31日まで完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加算するものとする。
 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成22年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
 「配点」についても、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があつた入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であつたときは1千万円以上、B等級であつたときは3百万円以上、C等級であつたときは2百50万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。
 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を6.5点とし、配点は0点とする。
- (注5) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨て、小数第2位まで計算するものとする。
- (注6) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から選って工期全体の1/2以上とする。
 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加算する。
 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加算され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、竣工時の工事成績評定点において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注7) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
 「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)を含むものとする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
 ただし、対象となる国家資格は、建設業法(技術検定)、建築士法(建築士試験)、技術士法(技術士試験)に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。ただし、JVとしてこの工事の入札に参加する者にあつては、代表者の配置予定技術者に加えて、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者を除く。)が電子入札システムに入力されていた場合、代表者以外の構成員の配置予定技術者(専任補助者除く。))については、評価の対象としない。
- (注12) 評価対象となる建設機械は、自社での保有又は長期リース(1年以上)をしていることとする。「長期リース(1年以上)」は、リース契約期間内に公告日を含むものを評価対象とする。ただし、共同での保有・リースの場合は評価しない。
 なお、評価対象となる建設機械の機種(搭乗式に限る)については下記の①～③とする。
 ①アスファルトフィニッシャー ②ロードローラー ③タイヤローラー

落札者決定基準

工 事 名:〇〇〇〇工事
工事番号:第〇ー〇号
工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 食農部
【工種(区分)】 舗装

■落札者決定基準【技術提案型②】

評価(審査)項目		評価(審査)内容		評価(審査)基準		配 点	
技術提案に係る項目	総合的なコストの縮減に関する項目 (注9)	・維持管理費・更新費			(評価内容および配点は案件毎に決定)	小計6～12点満点	
		・その他、補償費 等					
		・初期性能の持続性の向上					
		・強度、耐久性、安定性の向上					
		・供用性の向上 等					
		・環境の維持 (騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など)					
	工事的物物の性能・機能の向上に関する項目 (注9)	・交通の確保 (規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など)					
		・特別な安全対策					
		・省資源対策又はリサイクル対策					
		社会的要請の対応に関する項目 (注9)					
技術提案書 (注1)	企業の実績	工事成績評定点	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県食農部及び環境森林部発注の「設計金額が1千万円以上の舗装工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注8)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 －65)×0.1 Max2.5	小計11.5点満点	
				b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値 －65)×0.4		
				c. 60点未満	－3		
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1			
			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5			
			c. 上記a、bに該当しない	0			
	配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注5)(注11)	同種工事:〇〇〇工 (注2)(注6)(注10)	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2			
			b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1			
			c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1			
			d. 上記a、b、cに該当しない	0			
	地域精通度	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している	1.5			
			b. 上記aに該当しない	0			
	社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1			
			b. 上記aに該当しない	0			
		アスファルトプラントの所有の有無	a. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している	1			
			b. 上記aに該当しない	0			
	受注工事量	建設機械の保有状況 (注12)	a. 本工事の公告日時点において、1台以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる	0.5			
			b. 上記aに該当しない	0			
			a. 当該期間の受注件数が0件の場合	2			
			b. 当該期間の受注件数が1件の場合	1.5			
			c. 当該期間の受注件数が2件の場合	1			
	令和7年6月1日以降に奈良県土木マネジメント部、食農部、環境森林部から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独及びJVの構成員として契約締結した設計金額(税込み)1,1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数 (注8)(注13)		d. 当該期間の受注件数が3件の場合	0.5			
			e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合	0			
加 算 点 合 計 (注7)						17.5～23.5点満点	

(注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。

技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。

(注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和2年4月1日～令和7年3月31日までとする。

(注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。

「配点」についても、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。

(注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十 万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。

自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。

過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。

(注5) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。

ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から選って工期全体の1/2以上とする。

「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。

配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、竣工時の工事成績評定点において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

(注6) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。

「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。

(注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

- (注8)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)を含むものとする。
- (注9) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有している者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。
- (注12) 評価対象となる建設機械は、自社での保有又は長期リース(1年以上)をしていることとする。「長期リース(1年以上)」は、リース契約期間内に公告日を含むものを評価対象とする。ただし、共同での保有・リースの場合は評価しない。
なお、評価対象となる建設機械の機種(搭乗式に限る)については下記の①～③とする。
①アスファルトフィニッシャー ②ロードローラー ③タイヤローラー
- (注13) JVで契約締結した工事は、全ての構成員に対して1件と数える。

落札者決定基準

工 事 名:○○○○工事
工事番号:第○ー○号
工事場所:○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【企業・技術者評価型②】

【発注部局】 食農部
【工種(区分)】 舗装

分類		評価(審査)項目		評価(審査)内容		評価(審査)基準		配 点	
技 術 提 案 書 (注1)	企 業 の 施 工 実 績 等	企業 の 施 工 実 績	工 事 成 績 評 定 点	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県食農部及び環境森林部発注の「設計金額が1千万円以上の舗装工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)(注2)(注3)(注4)(注8)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値－65)×0.1 Max2.5		小計11.5 点満点	
					b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値－65)×0.4			
					c. 60点未満	－3			
		ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得	a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1					
			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5					
			c. 上記a、bに該当しない	0					
		配置予定技術者の実績 又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注5)(注10)	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験 同種工事:○○○工 (注2)(注6)(注9)	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2				
				b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1				
				c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1				
				d. 上記a、b、cに該当しない	0				
		地域精進度	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している	1.5				
				b. 上記aに該当しない	0				
		社会・地域貢献	災害協定の締結	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1			
					b. 上記aに該当しない	0			
			アスファルトプラントの所有の有無	a. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している	1				
				b. 上記aに該当しない	0				
		建設機械の保有状況 (注11)	建設機械の保有状況 (注11)	a. 本工事の公告日時点において、1台以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる	0.5				
b. 上記aに該当しない	0								
受注工事量	令和7年6月1日以降に奈良県農土マネジメント部、食農部、環境森林部から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独及びJVの構成員として契約締結した設計金額(税込み)1,1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数(注8)(注12)	a. 当該期間の受注件数が0件の場合	2						
		b. 当該期間の受注件数が1件の場合	1.5						
		c. 当該期間の受注件数が2件の場合	1						
		d. 当該期間の受注件数が3件の場合	0.5						
		e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合	0						
加 算 点 合 計 (注7)								11.5点満点	

(注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。

(注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和2年4月1日～令和7年3月31日までとする。

(注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。「配点」についても、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。

(注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百50万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。

(注5) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、竣工時の工事成績評定点において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

(注6) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。

(注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。

(注8) 「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)を含むものとする。

(注9) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有している者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。

(注10) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

(注11) 評価対象となる建設機械は、自社での保有又は長期リース(1年以上)をしていることとする。「長期リース(1年以上)」は、リース契約期間内に公告日を含むものを評価対象とする。ただし、共同での保有・リースの場合は評価しない。なお、評価対象となる建設機械の機種(搭乗式に限る)については下記の①～③とする。①アスファルトフィニッシャー ②ロードローラー ③タイヤローラー

(注12) JVで契約締結した工事は、全ての構成員に対して1件と数える。

落札者決定基準

工 事 名:〇〇〇〇工事
 工事番号:第〇ー〇号
 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 食農部
 【工種(区分)】 舗装

■落札者決定基準【技術提案型③】

分類	評価(審査)項目		評価(審査)内容	評価(審査)基準		配 点	
技術提案書 (注1)	技術提案に係る項目	総合的なコストの削減に関する項目 (注9)	・維持管理費・更新費			(評価内容および配点は案件毎に決定)	小計6～12点満点
			・その他、補償費 等				
		工事目的物の性能・機能の向上に関する項目 (注9)	・初期性能の持続性の向上				
			・強度、耐久性、安定性の向上				
			・供用性の向上 等				
		社会的要請の対応に関する項目 (注9)	・環境の維持 (騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など)				
			・交通の確保 (規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など)				
			・特別な安全対策				
			・省資源対策又はリサイクル対策				
	企業の施工実績等	企業の施工実績	工事成績評定点	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県食農部及び環境森林部発注の「設計金額が1千万円以上の舗装工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注8)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値－65)×0.1 Max2.0	
					b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値－65)×0.4	
					c. 60点未満	－3	
		ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得			a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5	
					b. 上記aに該当しない	0	
		配置予定技術者の実績又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注5)(注11)	同種工事:〇〇〇工 (注2)(注6)(注10)	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2		
				b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1		
				c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1		
				d. 上記a、b、cに該当しない	0		
		地域精通度	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している	2		
				b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している	1		
				c. 上記a、bに該当しない	0		
		社会・地域貢献	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1		
				b. 上記aに該当しない	0		
		受注工事量		令和7年6月1日以降に奈良県県土マネジメント部、食農部、環境森林部から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独及びJVの構成員として契約締結した設計金額(税込み)1,1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数 (注8)(注12)	a. 当該期間の受注件数が0件の場合	2	
					b. 当該期間の受注件数が1件の場合	1.5	
					c. 当該期間の受注件数が2件の場合	1	
					d. 当該期間の受注件数が3件の場合	0.5	
					e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合	0	
加 算 点 合 計 (注7)						15.5～21.5点満点	

(注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。
 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。

(注2) 工事成績評定点における過去5年間は、令和2年4月1日～令和7年3月31日までとする。

(注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
 「配点」についても、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。

(注4) A等級は設計金額が1千万円以上、B等級は設計金額が3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。
 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。

(注5) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1／2以上とする。
 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、竣工時の工事成績評定点において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

- (注6)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注8)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)を含むものとする。
- (注9) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。
- (注12) JVで契約締結した工事は、全ての構成員に対して1件と数える。

落札者決定基準

工 事 名:〇〇〇〇工事
工事番号:第〇－〇号
工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

【発注部局】 食農部
【工種(区分)】 舗装

■落札者決定基準【企業・技術者評価型③】

分類		評価(審査)項目		評価(審査)内容	評価(審査)基準		配 点	
技 術 提 案 書 (注1)	企業 の 施 工 実 績	工 事 成 績 評 定 点		過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県食農部及び環境森林部発注の「設計金額が1千万円以上の舗装工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注8)	a. 65点以上		(工事成績評定点の平均値 －65)×0.1 Max2.0	小計9.5 点満点
				b. 60点以上 65点未満		(工事成績評定点の平均値 －65)×0.4		
				c. 60点未満		－3		
		ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得			a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している		0.5	
					b. 上記aに該当しない		0	
	企業 の 施 工 実 績	配置予定技術者の実績 又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注5)(注10)	過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した以下の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経歴 同種工事:〇〇〇工 (注2)(注6)(注9)		a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある		2	
					b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある		1	
					c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある		1	
					d. 上記a、b、cに該当しない		0	
	地域精通度	本店の所在地			a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している		2	
					b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している		1	
					c. 上記a、bに該当しない		0	
	社会・地域貢献	災害協定の締結			a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる		1	
					b. 上記aに該当しない		0	
	受注工事量		令和7年6月1日以降に奈良県県土マネジメント部、食農部、環境森林部から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独及びJVの構成員として契約締結した設計金額(税込み)1.1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数 (注8)(注11)		a. 当該期間の受注件数が0件の場合		2	
					b. 当該期間の受注件数が1件の場合		1.5	
					c. 当該期間の受注件数が2件の場合		1	
					d. 当該期間の受注件数が3件の場合		0.5	
					e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合		0	
加 算 点 合 計 (注7)								9.5点満点

- (注1) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、令和2年4月1日～令和7年3月31日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
「配点」についても、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
- (注4) A等級は設計金額が1千万円以上、B等級は設計金額が3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百五十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間に完成し、かつ、引渡し完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。
自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- (注5) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、竣工時の工事成績評定点において1.0点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注6) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注8) 「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)を含むものとする。
- (注9) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とし、「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注10) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。
- (注11) JVで契約締結した工事は、全ての構成員に対して1件と数える。